徳之島町農地利用最適化推進委員募集要項

(1) 募集人員

４名（北部地区１名、中部地区１名、南部地区２名）

(2) 業務

① 地域計画など、地域の農業者等の話し合いを推進
② 農地の出し手・受け手へのアプローチ、農地利用の集積・集約化を推進
③ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
④ 農地中間管理機構との連携調整

(3) 任期

令和９年５月８日から令和１２年５月７日まで

(4) 報酬

月額報酬（徳之島町報酬及び費用弁償条例に基づく。）

(5) 応募資格

徳之島町農地利用最適化推進委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は農業に関する意見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に関し、その職務を適切に行うことができる者。
ただし、以下に該当する者は応募資格がありませんのでご注意ください。

① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(6) 応募方法

「徳之島町農地利用最適化推進委員候補者応募申込書」又は「推薦書」を提出してください。

① 自ら応募する場合（様式１）
自ら記入してください。
② 推薦を受ける場合（推薦者が個人）（様式２）
３名以上の推薦する農業者が連名し、当該代表者が記入してください。
③ 推薦を受ける場合（推薦者が法人又は団体）（様式３）
法人または団体の代表者又は管理人が記入してください。
※ 推薦者が個人の場合、同一の農家世帯から複数名の推薦はできません。

(7) 受付期間

令和８年１１月１８日から令和８年１２月１８日まで。

徳之島町農業委員会事務局に直接提出するか、郵送により提出すること。（ただし、令和８年１２月１８日必着）

(8) 公表

令８年１２月中旬に中間報告、令和９年１月上旬に最終報告を徳之島町ホームページ上に掲載します。

公表内容については、応募・推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農家の数となります。

(9) 結果

４月中旬に郵送で連絡します。